

PCB の告示改正に関する意見募集について



環境省は、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）廃棄物を追加することや無害化設備に付加する前処理技術の基準追加を行うこと等を検討しており、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成 18 年 7 月環境省告示第 98 号）及び低濃度 PCB 廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成 21 年 11 月環境省告示第 69 号）の改正に関して、意見募集を行います。

意見募集対象

- ・無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示（案）
- ・低濃度 PCB 廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示（案）

意見募集期間

2026 年 5 月 8 日（金）から 2026 年 6 月 8 日（月）必着

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。詳しくは、当社 PCB 分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 2026 年 5 月 8 日付 電子政府の総合窓口 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195260008&Mode=0> を引用して作成

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 1 2 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。

特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

